

紘基会、寺本はただいま議題となっております、諸議案について討論します。

27 請願第3号 「国民的合意のないままに安全保障体制の見直しを行わないよう求める意見書」の提出を求める請願

27請願第4号 豊橋市議会から国会及び政府に対し、「民主主義・地方自治の堅持を求める意見書」の提出を求める請願

27請願第5号 豊橋市議会から国会及び政府に対し、「国際平和支援法等11法案の制定に強行採決を認めない意見書」の提出を求める請願

について採択の立場から討論します。

まず請願第3号及び5号はいずれも安保関連法案に関する請願ですので、この2件は合わせて討論いたします。

直近の6月22日の新聞報道によりますと、安全保障関連法案が「憲法に違反していると思う」との回答は56.7%、「違反しているとは思わない」29.2%。安保法案に「反対」は58.7%「賛成」は27.8%。安倍内閣の支持率は47.4%、不支持率は43%。安保法案をめぐることは、衆院憲法審査会で参考人の憲法学者全員が「違憲」と主張し、法案の合憲性に関し、国民が疑問をめぐえていない状況が浮き彫りになっております。

安保法案の今国会成立に「反対」は63.1%、「賛成」は26.2%。安倍政権が法案について「十分に説明しているとは思わない」84.0%に上り「十分に説明していると思う」は13.2%。法案成立後、自衛隊が戦争に巻き込まれるリスクが「高くなる」は73.1%で、「変わらない」22.4%、を大きく上回っております。

その他にも歴代法制長官5人のうち4人が「違憲」、1人が「判断できない」とし、合憲者はおりません。衆議院憲法審査会に呼ばれた3人の憲法学者全員が「違憲」と断じました。3人以外にも全国の憲法学者200人以上が安倍政権の安保法案に違憲、反対すると声明を出しております。学者の多数決で決めるものではありませんが、このような世論、憲法学者の憲法違反の見解を無視して強行採決を行うのは、国会による民主主義の否定と私は思います。

軍産複合体のアメリカの極東戦略の基地としての日本の防衛体制ではなく、現在の日米安全保障条約を改定して、真の主権国家として自分の国は自分で守る強い意志に基づいた防衛政策で、自国防衛を強化し、専守防衛に徹し日本の平和主義を世界に訴えて行くことです。人間同士が武器を持ち、殺しあう戦争からは平和は遠のくばかりです。軍事力世界一のアメリカでも、テロに脅え空港での手荷物検査に長蛇の列を成して、大変なタイムロスを生じさせています。

世界の軍事費はいまや230兆円にも達していますが、その1割でも毎年世界の貧困と生活インフラ整備に回せばどれほど紛争が減るでしょうか。それが真の防衛であります。そのような訴えを日本は声高に世界に発信すべきであり、また発信できる唯一の国でもあるはずで、それでも国防上集団的自衛権が必要であるならば憲法改正をして、国民の総意を得たうえで行うべきです。

以上を請願3号、5号の採択の討論とします。

次に請願第4号について討論をします。

日本国憲法は92条で「地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基づいて、法律でこれを定める」と地方自治に対して保障を与えています。日本国憲法施行と同時に「地方自治法」は、施行され主権在民を保障しております。主権の担い手である国民と住民自治の担い手である住民は全く対等です。

いま本請願に述べられているように、国は住民自治をないがしろにした状況にあります。

例えば沖縄基地問題にしても、翁長沖縄県知事がアメリカに渡り、基地問題を直訴したことは地方自治の理念の発露であり当然の行動なのです。沖縄の現状と戦中戦後の歴史を鑑みれば、米軍基地は、普天間から辺野古移設ではなく県外移設は当然であろうし、政府は本土移転を考えるべきです。

以上を請願第4号の採択の討論とします。

3請願採択の討論を終わります。